



～中津労働基準監督署管内の建設業の皆さんへ～ 労働災害防止にご協力ください！



県北地区の建設業における労働災害が急増しています！

【10月末現在の死傷者数の前年対比（県北地区）】

業種	令和3年	令和4年	増減率
建設業	(0) 16	(0) 23	43.8%
土木工事業	4	9	125.0%
建築工事業	10	9	10.0%
その他	2	5	150.0%
全業種	(0) 134	(1) 149	11.2%

()内は死亡者数。新型コロナウイルス感染症関連を除く。

中津労働基準監督署の管内（中津市、宇佐市、豊後高田市）では、建設業の労働災害が急増しています。令和4年は10月末の時点で既に死傷者数が23人に達しており、昨年と同時期の死傷者数を大幅に上回る状況です。

また、死亡労働災害は発生していないものの、重篤な災害につながりかねない高所からの墜落や、建設機械による災害の発生が後を絶ちません。

労働者ではない事業主が建設工事現場における作業中に被災し、死亡・重篤な災害となった事例も散見されています。

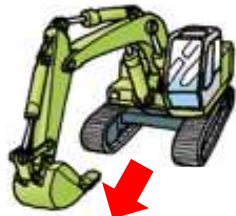
そのような状況の中、令和4年度の「Safe Work OITA 年未年始無災害運動」が、令和4年12月1日から令和5年1月15日までを期間として展開されます。これを機会に、管内の建設業の皆さまにおかれましては、本運動の実施事項として、

高所からの墜落防止対策の徹底 建設機械による労働災害防止対策の徹底

を最重点に、各種労働災害防止対策の徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

県北地区の建設業では、令和4年に次のような災害が発生しています！

1月 ドラグショベルと接触



ドラグショベルで荷をつり上げて前進させたところ、つり荷が揺れないように手で押さえていた被災者の足に、キャタピラが接触した。

2月 高所作業車から墜落



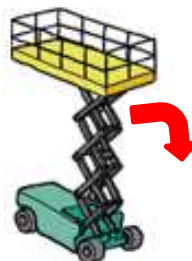
高所作業車を使用して、通信用架空ケーブルを張り替える作業に従事していた被災者が、バケットの上から、約4.5m下の道路上に墜落した。

3月 ローラーが滑落



停車していたローラーを移動させようとしたところ、作業道の路肩から約2m下へ、ローラーが滑落し、運転していた被災者が、ハンドルと座席の間に挟まれた。

5月 高所作業車が転倒



高所作業車の車輪が、建物内部の床面の溝にはまって転倒し、その際にバケット上で作業していた被災者が飛び降りて、床面で足を強打した。

9月 エンジンカッターが反発



法面保護用のブロックを、立てた状態で、エンジンカッターを使用して切断していたところ、当該カッターが反発し、刃は顔面に接触した。

10月 建て方作業中に墜落



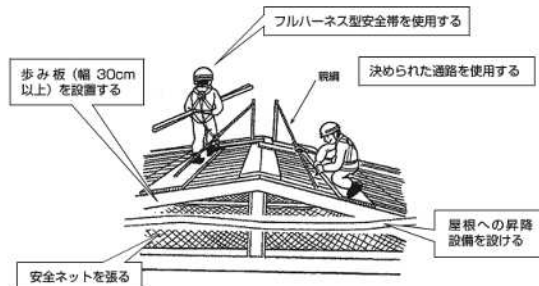
木造家屋の立て方作業中、母屋のりん木に足を掛けたところ、りん木が脱落して、約3m下のコンクリート土間の上に墜落した。

上記のイラストはイメージです。実際の災害とは異なります。上記の事例には事業主が被災した災害も含まれています。

高所作業では、以下の墜落防止対策を確実に講じてください！

高所作業における墜落防止措置の基本的な考え方

墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが**原則**です。



こうした措置が困難なときは、労働者に「**墜落制止用器具**」を使用させる等の代替の墜落防止措置が認められています。



墜落制止用器具の使用例 ▶

建方作業時における建築物の梁や桁の上、スレート屋根の上など、墜落の危険性が高い場所で作業する場合は、墜落制止用器具の使用に加えて、**安全ネット（防網）**を設置しましょう。

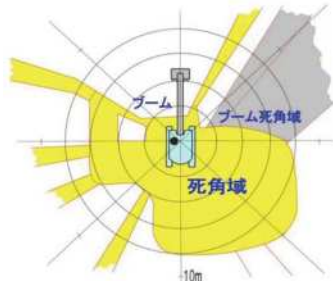
墜落制止用器具は原則「**フルハーネス型**」のものを使用しなければなりません。ただし、高さが6.75m未満である場合は「**胴ベルト型**」の使用も認められますが、建設業では、高さが5m以上の場合は「フルハーネス型」の使用を推奨しています。高所作業車の作業床（垂直のみに上下する構造のものを除く。）の上で作業するときは高さにかかわらず、墜落制止用器具の使用が義務付けられています。

墜落制止用器具に
ご参照は
こちらを
ご覧ください



建設機械の安全対策は、特に以下の事項に留意してください！

➤ 運転席からの死角が大きいことを念頭に、接触防止対策を講じましょう！



建設機械は運転手からの死角が大きい機械です（ショベル系の例）

運転席からの死角が大きい建設機械との接触防止対策の基本は、周囲の作業者の**稼働範囲への立入禁止**です。

立入禁止の範囲を明示する方法により、現場の**全ての作業員に対して立入禁止区域を周知**し「運転手からは見えていない。」ということを前提に、立入禁止の徹底を図りましょう。

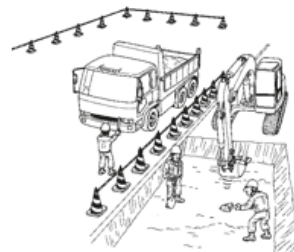
立入禁止区域内で立ち入って作業を行う必要がある場合は、**誘導者を配置**し、建設機械の誘導を行わせましょう。

建設機械を誘導するための**合図**を定め、運転手には当該合図に従って運転させましょう。

➤ 作業場所の地形等を確認し、それに応じた作業計画を定めましょう！

あらかじめ、**建設機械を配置する場所の地面や床面の状態を調査して確認**し、安全性に問題を認める場合は、地面の補強を行うなどの必要な措置を講じましょう。

作業場所の地形等に応じた機械の選定、運行経路、建設機械による作業の方法などが示された**作業計画**を定め、これを関係労働者に周知するとともに、当該作業計画に基づいて作業を実施しましょう。



⚠ 建設現場では、労働者のみならず、一人親方等が被災する災害も非常に多く発生しています！

2023年4月1日から、危険有害な作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等に対して、一定の保護措置の実施が義務付けられます。

法改正について詳しくはコチラをチェック



建設業における一人親方等の安全対策等についてはコチラ



その他建設業の安全対策等については厚生労働省ホームページもご参照ください。



作成者

〒871-0031 中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2F

中津労働基準監督署
TEL : 0979-22-2720